

令和 5 年 度 決 算 に 基 づ く
健全化判断比率及び資金不足比率
審 査 意 見 書

あま市監査委員

6 あ 監 第 1 0 号

令和 6 年 8 月 6 日

あま市長 村 上 浩 司 様

あま市監査委員 横 橋 俊 一

あま市監査委員 足 立 詔 子

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。

令和５年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 基準に準拠している旨

監査委員は、あま市監査基準（令和２年あま市監査委員告示第１号）に準拠して審査を実施した。

第２ 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定による健全化判断比率等審査

第３ 審査の対象

令和５年度実質赤字比率
令和５年度連結実質赤字比率
令和５年度実質公債費比率
令和５年度将来負担比率
令和５年度水道事業会計資金不足比率
令和５年度簡易水道事業会計資金不足比率
令和５年度下水道事業会計資金不足比率
令和５年度病院事業会計資金不足比率

第４ 審査の着眼点及び実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、併せて主管課から説明を聴取して審査を実施した。

第５ 審査の実施期間

令和６年７月２２日から同年８月６日まで

第６ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率審査意見

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

① 指標

令和5年度 A	令和4年度 B	対前年度比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
%	%	ポイント	%	%
—	—	—	12.51	20.00

※ 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

② 指標の算出

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{\triangle 995,688 \text{千円}}{19,860,971 \text{千円}} \times 100 = \triangle 5.01\%$$

※ 実質収支が黒字であるため、「実質赤字額」及び「実質赤字比率」は、負の値で表示している。

③ 意見

一般会計等実質収支額は995,688千円の黒字であり、実質赤字比率は算定されなかった。

(2) 連結実質赤字比率

① 指標

令和5年度 A	令和4年度 B	対前年度比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
%	%	ポイント	%	%
—	—	—	17.51	30.00

※ 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

② 指標の算出

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 = \frac{\triangle 2,570,109 \text{千円}}{19,860,971 \text{千円}} \times 100 = \triangle 12.94\%$$

※ 実質収支が黒字であるため、「連結実質赤字額」及び「連結実質赤字比率」は、負の値で表示している。

③ 意見

連結実質収支額は2,570,109千円の黒字であり、連結実質赤字比率は算定されなかった。

(3) 実質公債費比率

① 指標

令和5年度 A	令和4年度 B	対前年度比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
%	%	ポイント	%	%
6.4	6.5	△ 0.1	25.0	35.0

※ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）である。

② 指標の算出

（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－

$$\frac{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

[令和3年度]

$$= \frac{(2,140,804 \text{千円} + 950,903 \text{千円}) - (0 \text{千円} + 1,859,742 \text{千円})}{(19,528,849 \text{千円} - 1,859,742 \text{千円})} \times 100 = 6.97242\%$$

[令和4年度]

$$= \frac{(2,121,264 \text{千円} + 932,377 \text{千円}) - (0 \text{千円} + 1,939,616 \text{千円})}{(19,405,134 \text{千円} - 1,939,616 \text{千円})} \times 100 = 6.37843\%$$

[令和5年度]

$$= \frac{(2,030,322 \text{千円} + 977,029 \text{千円}) - (0 \text{千円} + 1,951,255 \text{千円})}{(19,860,971 \text{千円} - 1,951,255 \text{千円})} \times 100 = 5.89678\%$$

[3か年平均]

$$\frac{6.97242\% + 6.37843\% + 5.89678\%}{3} = 6.4\%$$

※ 総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てとする。

③ 意見

実質公債費比率（3か年平均）は6.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、令和4年度と比較して0.1ポイント減少している。

令和5年度において減少した主な要因は、木田駅周辺地区整備事業の償還が終了したことによるものである。

(4) 将来負担比率

① 指標

令和5年度 A	令和4年度 B	対前年度比 A - B	早期健全化基準	財政再生基準
%	%	ポイント	%	%
55.8	55.6	0.2	350.0	

※ 公営企業や出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

② 指標の算出

将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 +

$$\frac{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

$$= \frac{44,486,035 \text{ 千円} - (7,458,624 \text{ 千円} + 0 \text{ 千円} + 27,017,976 \text{ 千円})}{19,860,971 \text{ 千円} - 1,951,255 \text{ 千円}} \times 100 = 55.8\%$$

※ 総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てとする。

③ 意見

将来負担比率は55.8%で、早期健全化基準の350.0%を下回っており、令和4年度と比較して0.2ポイント増加している。

令和5年度において増加した主な要因は、地方公共団体が発行する臨時財政対策債発行可能額の減少に伴う臨時財政対策債償還費の減少により、基準財政需要額算入見込額が減額となったことによるものである。

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

資 金 不 足 比 率 審 査 意 見

1 資金不足比率

① 指標

会計名 \ 区 分	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.0 %
簡 易 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0

※ 公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

② 指標の算出

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

[水道事業会計]

$$= \frac{\triangle 513,966 \text{千円}}{672,640 \text{千円}} \times 100 = \triangle 76.4\%$$

[簡易水道事業会計]

$$= \frac{\triangle 25,451 \text{千円}}{15,876 \text{千円}} \times 100 = \triangle 160.3\%$$

[下水道事業会計]

$$= \frac{\triangle 464,169}{265,633 \text{千円}} \times 100 = \triangle 174.7\%$$

[病院事業会計]

$$= \frac{\triangle 356,394 \text{千円}}{148,100 \text{千円}} \times 100 = \triangle 240.6\%$$

※ 資金剰余であるため、「資金の不足額」及び「資金不足比率」は、負の値で表示している。

③ 意見

各会計とも資金の不足額はなく、資金不足比率は算定されなかった。

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。